

別表第1（第2条関係）

交付金の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO ₂ 固定量マイレージ	森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る。） 1 照明設備のLED化 2 奄美大島産材木製品の購入 3 庭木（木本類）の購入	交付対象経費と認証を受けた固定量（1 t-CO ₂ ）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額	交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からCO ₂ 固定量認証を受けた瀬戸内町内の木造建築主（ただし、県のCO ₂ 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。） 木造建築物は瀬戸内町内に建築したものに限り。